

地方議会議員選挙の候補者が選挙運動のためのビラ頒布を可能とする
ための公職選挙法改正を求める意見書

平成12年に地方分権一括法が施行されて以降、国と地方は対等、協力の関係へと大きく転換し、地方の自主性、自立性が高まるとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、地方政治の責任は一層重くなっている。

このような中、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、地方公共団体の長の選挙については、平成19年の公職選挙法改正により、候補者の選挙運動のためのビラを頒布することが可能となり、地方選挙におけるマニフェスト型選挙の実現に向け、一定の進展が見られた。

しかし、二元代表制の一翼を担う地方議会の議員の選挙については、いまだ禁じられており、候補者の政策等を知る手段が十分とは言えない状況にある。

現在、選挙権年齢を18歳に引き下げる法案が成立し、新たに選挙権を得る若者が、選挙に対する関心を高めるためにも、各候補の政策等を知る手段を今以上にふやす必要がある。

また、今回の統一地方選挙で聴覚に障がいのある方が立候補し、当選したことによって、聴覚に障がいのある方にとって、選挙期間中にビラの頒布が認められないのは自身の政策を伝える手段が著しく制限されることになるということが明らかになった。

この状況は、聴覚に障がいのある有権者にとっても候補者情報を得る手段が制限され、我が国も批准している障害者権利条約で禁止されている合理的配慮の不提供に該当する。

以上の理由から、地方議会議員選挙においても候補者の選挙運動のためのビラを頒布することを可能とする必要がある。

よって、本市議会は、政府に対し、直ちに所要の法改正を行うよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月30日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光